

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公開特許公報(A)

(11) 特許出願公開番号

特開2012-120598

(P2012-120598A)

(43) 公開日 平成24年6月28日(2012.6.28)

(51) Int. Cl.		F I		テーマコード (参考)
A63C 19/00	(2006.01)	A63C	19/00	A
E04H 3/14	(2006.01)	E04H	3/14	Z

審査請求 未請求 請求項の数 6 O L (全 8 頁)

(21) 出願番号 特願2010-272065 (P2010-272065)
 (22) 出願日 平成22年12月6日 (2010.12.6)

(71) 出願人 511067536
 株式会社トライフットボールジャパン
 神奈川県横浜市神奈川区栄町1番地1
 (72) 発明者 古宮清隆
 神奈川県横浜市西区高島二丁目7番2-3
 008号

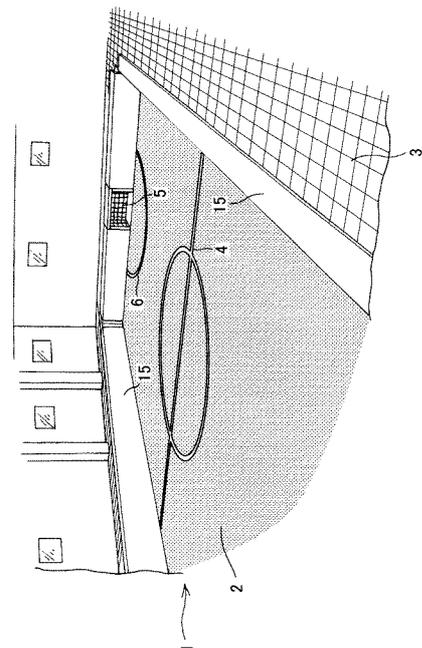
(54) 【発明の名称】 トライフットボール競技場

(57) 【要約】 (修正有)

【課題】 トライフットボール競技場に関し、特に既存のプール等の施設を利用することによって、トライフットボール競技施設を建設する際のコストを抑え、かつ競技の観戦に階段状の観客席等を設けることなく、競技を観戦することができるトライフットボール施設を構築する。また、より少ない人数でフットボールを楽しむことができるトライフットボールに親しむ機会を与える。

【解決手段】 既存の設備を利用したトライフットボール競技場1であって、競技の観戦位置3より低い位置に必然的に形成されたコート2の両側に作成されたゴール部5と、ゴール部5を取り付ける構造体と、コート2を構成する、上記既存の設備の周囲に設けられた弾性部材15とを有する。

【選択図】 図1



【特許請求の範囲】

【請求項 1】

既存の設備を利用したトライフットボール競技場において、
競技の観戦位置より低い位置に必然的に形成されたコートの一側に作成されたゴール部と、

該ゴール部を取り付ける構造体と、
前記コートを構成する、前記既存の設備の周囲に設けられた弾性部材と、
を有することを特徴とするトライフットボール競技場。

【請求項 2】

前記既存の設備は、屋内又は屋外に設けられたプールであることを特徴とする請求項 1
に記載のトライフットボール競技場。 10

【請求項 3】

前記コートからボールが外に飛び出すことを防止するネットを設けたことを特徴とする
請求項 1、又は 2 に記載のトライフットボール競技場。

【請求項 4】

既存の設備を利用したトライフットボール競技場の設置方法において、
競技の観戦位置より低い位置に必然的に形成されたコートの一側にゴール部を設ける処
理と、

該ゴール部を取り付ける構造体を作成する処理と、
前記コートを構成する、前記既存の設備の周囲に弾性部材を取り付ける処理と、
を行なうことを特徴とするトライフットボール競技場の設置方法。 20

【請求項 5】

前記既存の設備は、屋内又は屋外に設けられたプールであることを特徴とする請求項 4
に記載のトライフットボール競技場の設置方法。

【請求項 6】

前記コートからボールが外に飛び出すことを防止するネットを設けたことを特徴とする
請求項 4、又は 5 に記載のトライフットボール競技場。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本発明は、近年少ない人数で競技を行なうことができるトライフットボールの競技場に関
する。 30

【背景技術】

【0002】

今日、サッカーブームに伴い、少ない人数で競技を楽しむことができるフットサルが人
気を集めている。フットサルは、基本的に 5 人制のサッカーであり、欧州や南米では古く
から行われているスポーツである。フィールドの広さが 11 人制サッカーの約 1 / 9 であ
り、場所の確保が容易である等の理由によって近年競技人口も増加している。

【0003】

フットサル用の施設としては、例えば特許文献 1 に係る発明がある。この発明はフット
サルコート屋内に設け、観覧し易い構造とすることによって、雨天時でも競技を行い、
例えば施設の稼働率を上げる発明である。 40

【0004】

また、特許文献 2 に係る発明は、空間を使用してプレーを楽しむためのフットサルコ
ートの発明であり、真上からみると円形、断面で見ると半楕円形の、半楕円球面状に成形し
た強化プラスチックの外枠の内側に人工芝を貼り付け、互いに向かい合う両側に、円周部
の一部をへこませて、マットを取り付けることによってゴールを設置する。また、コート
の最も高い位置に、同心円状に平面部分を設け、第三者が立ち入れるスペースとし、外周
部から螺旋階段を設けて、コート内外に出入りできるようにする。さらに、外周部から弓
状のパイプを渡して天頂部とし、ネットを張ってボールが外に出るのを防ぐ構造である。 50

【先行技術文献】**【特許文献】****【0005】**

【特許文献1】特開2010-65432号公報

【特許文献2】特開2010-240459号公報

【発明の概要】**【発明が解決しようとする課題】****【0006】**

しかしながら、上記特許文献1に係る発明では、競技を観戦するためには、例えば階段状の観客席を設けなければならない。また、許文献2に係る発明では、構造が複雑であり、競技場を構築するための費用がかかる。

10

一方、近年より少ない人数でフットボールを楽しむことができるスポーツも要望されている。

【0007】

そこで、本発明は、例えば既存のプール等の施設を利用することによって、トライフットボール施設を建設する際のコストを抑え、かつ競技の観戦に階段状の観客席等を設けることなく、競技を観戦することができるトライフットボール施設を構築するものである。

また、トライフットボール競技場を本発明によって提案することによって、より少ない人数でフットボールを楽しむことができるスポーツに親しむ機会を与えることができる。

【課題を解決するための手段】

20

【0008】

上記課題は第1の発明によれば、既存の設備を利用したトライフットボール競技場において、競技の観戦位置より低い位置に必然的に形成されたコートの両側に作成されたゴール部と、該ゴール部を取り付ける構造体と、前記コートを構成する、前記既存の設備の周囲に設けられた弾性部材とを有するトライフットボール競技場を提供することによって達成できる。

【0009】

また、上記課題は第2の発明によれば、前記既存の設備は、屋内又は屋外に設けられたプールであるトライフットボール競技場を提供することによって達成できる。

また、上記課題は第3の発明によれば、前記コートからボールが外に飛び出すことを防止するネットを設けたトライフットボール競技場を提供することによって達成できる。

30

【0010】

また、上記課題は第4の発明によれば、既存の設備を利用したトライフットボール競技場の設置方法において、競技の観戦位置より低い位置に必然的に形成されたコートの両側にゴール部を設ける処理と、該ゴール部を取り付ける構造体を作成する処理と、前記コートを構成する、前記既存の設備の周囲に弾性部材を取り付ける処理とを行なうトライフットボール競技場の設置方法を提供することによって達成できる。

【0011】

また、上記課題は第5の発明によれば、前記既存の設備は、屋内又は屋外に設けられたプールであるトライフットボール競技場の設置方法を提供することによって達成できる。

40

また、上記課題は第6の発明によれば、前記コートからボールが外に飛び出すことを防止するネットを設けたトライフットボール競技場を提供することによって達成できる。

【発明の効果】**【0012】**

本発明によれば、プール等の既存の施設を利用でき、コストを抑えて競技の観戦も容易なトライフットボール競技場を提供するものである。また、より少ない人数でフットボールを楽しむことができるスポーツであるトライフットボールに親しむ機会を与えるものである。

【図面の簡単な説明】**【0013】**

50

【図 1】第 1 の実施形態のトライフットボール競技場の全体図である。

【図 2】第 1 の実施形態のトライフットボール競技場の全体図である。

【図 3】トライフットボールの両側に設けられたゴールの構成を示す図である。

【図 4】スペースの構成を説明する図である。

【図 5】構造体の構造を説明する図である。

【図 6】下り階段近傍の状態を示す図である。

【図 7】第 2 の実施形態のトライフットボール競技場の全体図である。

【図 8】第 2 の実施形態のトライフットボール競技場の全体図である。

【発明を実施するための形態】

【0014】

以下、図面を参照しながら本発明の実施の形態について説明する。

(第 1 の実施形態)

図 1 及び図 2 は、第 1 の実施形態のトライフットボール競技場 1 の全体図である。尚、図 1 はトライフットボール競技場 1 の一方（右側）を示し、図 2 はトライフットボール競技場 1 の他方（左側）を示す。本施設は、例えば屋内プールを改装してトライフットボール競技場 1 とする構成である。このため、トライフットボールコート（以下、単にコートで示す）2 の位置は競技を観戦する、所謂プールサイドより、例えば 1 , 5 m 程度低い位置であり、階段状の観覧席等を設けなくても観戦が容易である。尚、以下の説明において、所謂プールサイドの位置を競技の観戦位置 3 として示す。

【0015】

したがって、図 1 及び図 2 に示すように本例のトライフットボール競技場 1 における競技の観戦位置 3 はコート 2 を囲む四方に必然的に設けられる。すなわち、競技の観戦位置 3 に既存の椅子を並べるだけで観覧席を設置することができる。したがって、本件特許出願に係る発明によれば、前述の特許文献 1 に係る発明のように、階段状の観覧席を特別に設置することなく観戦し易い観覧席が設けられる。また、前述の特許文献 2 に係る発明のように大掛かりな設備を構築することなく、コストの掛からないトライフットボール競技場 1 を構築することができる。

【0016】

また、コート 2 のサイズは、縦方向が 2 5 m ~ 4 2 m、横方向が 1 5 m ~ 2 5 m の大きさであるが、本例におけるコート 2 は、既存のプールを使用するので、既存のプールサイズに対応したものとなる。

【0017】

また、図 1 及び図 2 に示すように、コート 2 には中央にハーフウェーライン 4 が表示され、ゴール 5 から所定範囲のペナルティーエリアを示すライン 6 も表示されている。

【0018】

図 3 はコート 2 の両側に設けられたゴール 5 の構成を示す図である。ゴール 5 は高さ 9 0 c m、幅 1 8 0 c m であり、既存のプールの両側のコンクリート部分を加工して設けることもできるが、コスト面から既存のプールの構造に加工を加えることなく、内側に数十 c m のスペースを設けてゴール 5 を作成している。

【0019】

図 4 はこの構造を示す図である。同図に示すように、既存のプールの側面 8 から数十 c m のスペース 9 を形成し、このスペース 9 にゴール 5 を設けている。具体的には、スペース 9 に構造体 1 0 を配設し、この構造体 1 0 にゴール 5 を取り付ける構造である。図 5 はこの構造体 1 0 の例であり、複数のフレーム 1 2 を三角状に溶接又は締接し、ゴール 5 の位置をフレーム 1 3 によって形成している。また、フレーム 1 3 にはネット 1 4 が取り付けられている。尚、上記ゴール 5 の構造は、コート 2 の両側において同じ構造である。

【0020】

また、コート 2 側の構造体 1 0 には、ウレタンマット等の弾性部材 1 5 が取り付けられている。この弾性部材 1 5 の取り付けは競技者の安全のためであり、従ってプールサイドの側面全体に渡って取り付けられている。

10

20

30

40

50

図 6 は競技の観戦位置 2 からコート 2 に降りる階段 1 6 を示す図であり、前述のスペース 9 を利用して設けられている。尚、この階段 1 6 はスペース 9 を利用するので、コート 2 の両側に設けてもよい。

【 0 0 2 1 】

本例は室内に設けられた既存のプールを利用する例について説明したが、屋外の既存のプールを利用して、トライフットボール競技場を設置することもできる。すなわち、屋内の場合と同様、既存のプールの両側に前述と同様の構造体 1 0 を設け、この構造体 1 0 にゴール 5 を設置し、周囲を弾性部材 1 5 によって保護することによって、競技者は安全に競技を行なうことができる。このように構成することによっても、前述の特許文献 1 に係る発明のように、階段状の観覧席を特別に設置することなく、また特許文献 2 に係る発明のように大掛かりな設備を構築する必要もなく、コストの掛からないトライフットボール競技場を構築することができる。

10

【 0 0 2 2 】

また、本例のトライフットボール競技場に利用する屋内、及び屋外の施設はプールに限るものではなく、高低を有する構造体であれば利用可能である。

【 0 0 2 3 】

さらに、前述の構造体 1 0 を平地に設置し、トライフットボール競技場を設置してもよい。また、広いスペースを有する屋内施設に構造体 1 0 を設置し、屋内トライフットボール競技場を構築することもできる。

また、トライフットボールは、より少ない人数でフットボールを楽しむことができるスポーツであり、本実施形態のようなトライフットボール競技場が各地にできることによって、よりスポーツの振興を図ることができる。

20

【 0 0 2 4 】

(第 2 の実施形態)

図 7 及び図 8 は、第 2 の実施形態のトライフットボール競技場 2 0 の全体図である。尚、図 7 はトライフットボール競技場 2 0 の一方 (右側) を示し、図 8 はトライフットボール競技場 2 0 の他方 (左側) を示す。本施設は、前述のトライフットボール施設と同様、例えば屋内プールを改装してトライフットボール競技場 2 0 とする構成である。このため、本例もコート 2 の位置は競技を観戦する、所謂プールサイドより低い位置であり、階段状の観覧席等を設けなくても観戦が容易である。

30

【 0 0 2 5 】

本実施形態において前述の実施形態と異なる構成は、観戦位置 3 の手前、即ちプールサイドの手前にネット 2 3 を設けた構成である。このように構成することにより、コート 2 からボールが観覧席に飛び出すことを防止することができる。したがって、コート 2 からボールが外に飛び出すことによる試合の中断がなく、トライフットボールの試合を楽しむことができる。

【 0 0 2 6 】

尚、ネット 2 3 はコート 2 の四隅と途中に設けられたポール 2 4、及びポール 2 4 間に設けられた横フレーム 2 5 に取り付けられ、ボールの飛び出しを阻止する。また、ポール 2 4 の高さは、例えば 6 m 程度であるが、ネット 2 3 を天井まで伸ばす構造としてもよい。

40

【 0 0 2 7 】

また、本例においても、室内に設けられた既存のプールを利用する場合に限らず、屋外プールを利用してトライフットボール施設を設置する場合にも適用できる。すなわち、屋内の場合と同様、屋外のプールの両側に前述と同様の構造体を設け、更にプールサイドの手前にネットを設け、コートからのボールの飛び出しを防止する。

【 符号の説明 】

【 0 0 2 8 】

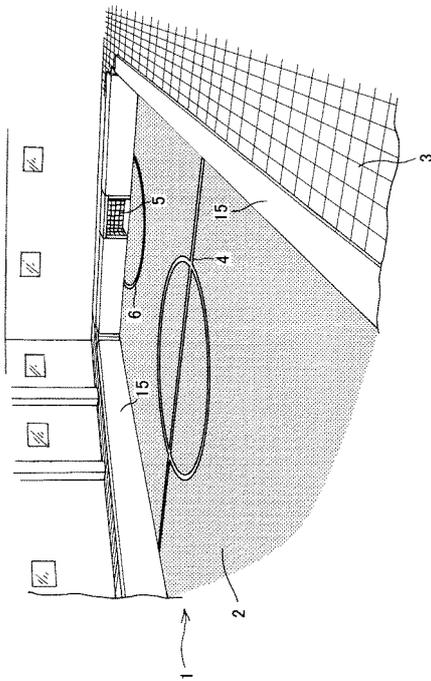
1・・・トライフットボール競技場

2・・・トライフットボールコート

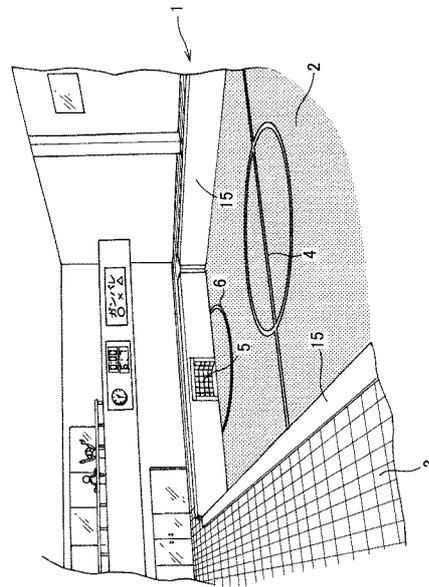
50

- 3・・・観戦位置
- 4・・・ハーフウェーライン
- 5・・・ゴール
- 6・・・ライン
- 8・・・プールの側面
- 9・・・スペース
- 10・・・構造体
- 12・・・フレーム
- 13・・・フレーム
- 15・・・弾性部材
- 16・・・階段
- 20・・・トライフットボール競技場
- 23・・・ネット
- 24・・・ポール
- 25・・・横フレーム

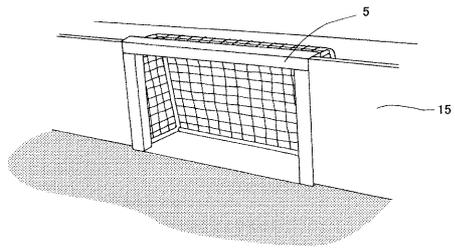
【図1】



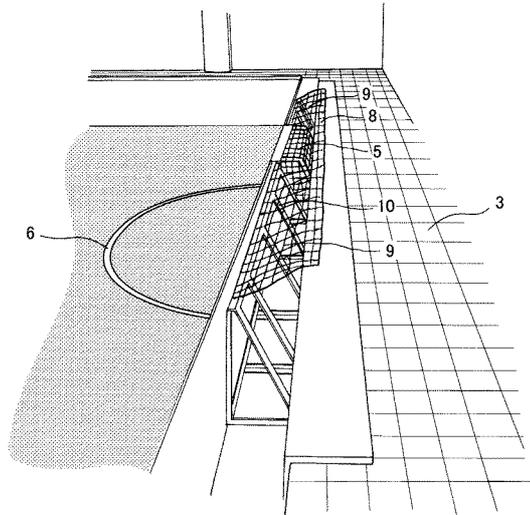
【図2】



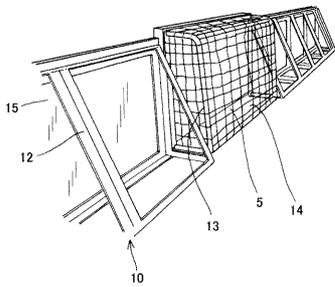
【 図 3 】



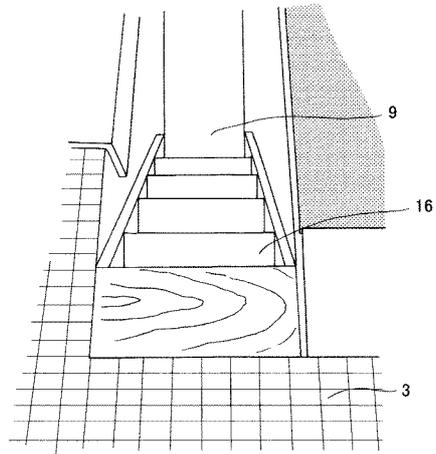
【 図 4 】



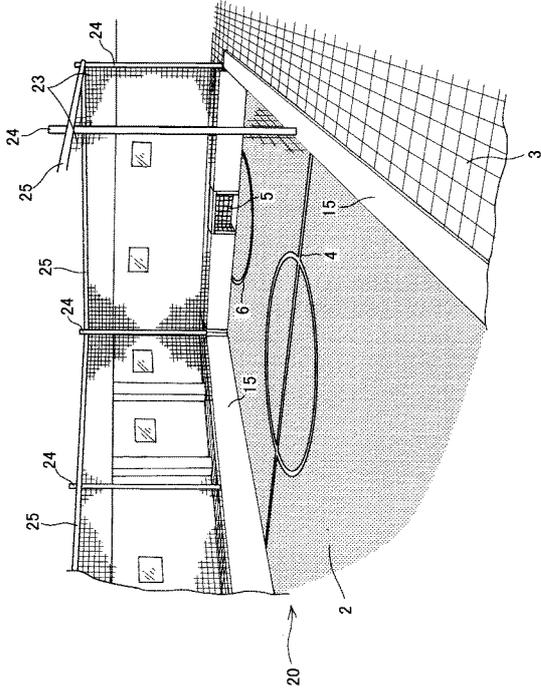
【 図 5 】



【 図 6 】



【図 7】



【図 8】

